

指定障害児通所支援事業者各位

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業所における利用定員及び人員基準の遵守の徹底について

みだしについて、沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第27号）により、指定障害児通所支援事業者（以下「事業者」という。）は、利用定員を超えて、サービス提供を行ってはならない旨が規定されております。

今般、事業者のなかには、誤った見解で人員を配置しているところがありました（例えば、利用定員10人の事業所で、児童指導員等が2人しか配置していないにも関わらず10人以上を受け入れている等）。

児童指導員等が適正に配置されない場合、職員一人当たりの業務量が増大し、障害児並びに保護者へのサービス提供の質が低下するのみならず、ひいては利用する障害児への虐待や重大な事故等を招く恐れがあります。

事業者におかれましては、下記のとおり利用定員及び人員基準の遵守を徹底するようお願いいたします。

記

1. 利用定員について

○根拠条文：「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第27号）」第40条

1. 利用定員を超過して受け入れている場合、「利用定員の遵守」あるいは「利用定員の増による指定変更の手続き」が必要となります。
2. 定員超過利用減算が適用されないから等の理由で、利用定員以上を受け入れることはできません。
3. 条文のただし書き中の「その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではない。」との内容に、就労等の都合によりサービス利用を求める保護者の要望等は含まれておりません。

2. 人員基準について

○根拠条文：「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第56号）」第3条及び第4条

1. 利用定員を超えて受け入れる場合、利用する障害児の数（以下「実利用者数」という。）に応じた人員を配置する必要があります。  
【別紙 条件①参照】
2. 実利用者数が利用定員に満たない場合でも、利用定員に応じた人員を配置する必要があります。
3. 定められた人員基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算が適用されることがあります。
4. 定員超過があった月は、児童指導員等加配加算等は算定不可となる場合があります。  
【別紙 条件②参照】

お問い合わせ先  
沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班  
TEL 098-866-2190（児童担当）